

貸 借 対 照 表

【単位：千円】

令和07年03月31日現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------|---------|--------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 550,592 | 流動負債 | 152,974 |
| 現金 | 754 | 買掛金 | 12,398 |
| 銀行預金 | 246,480 | 未払金 | 18,922 |
| 未収入金 | 231,750 | 未払費用 | 6,534 |
| 短期貸付金 | 60,000 | 未払法人税等 | 7,558 |
| 未収還付法人税 | | 未払消費税 | 20,820 |
| たな卸資産 | 8,784 | 預り金 | 7,139 |
| 繰延税金資産 | | 仮受金 | |
| その他流動資産 | 698 | 前受収益 | 4,038 |
| 前払費用 | 2,124 | 賞与引当金 | 75,082 |
| 仮払金 | | その他の流動負債 | 480 |
| 仮払消費税等 | | 仮受消費税等 | |
| 未収消費税等 | | | |
| 固定資産 | 198,039 | 固定負債 | 253,108 |
| [有形固定資産] | 67 | 長期借入金 | |
| 建物 | | 役員退職慰労引当金 | 6,418 |
| 建物附属設備 | 13 | 退職給付引当金 | 246,690 |
| 機械装置 | | 長期繰延税金負債 | |
| 車両・運搬機 | | | |
| 工具器具備品 | 53 | 負債合計 | 406,083 |
| 減価償却費累計額 | | 純 資 産 の 部 | |
| [無形固定資産] | 418 | 株主資本 | 324,064 |
| 電話加入権 | 418 | [資本金] | 20,000 |
| ソフトウェア | | [資本剰余金] | |
| [投資その他の資産] | 197,554 | [利益剰余金] | 304,064 |
| 出資金 | 500 | 利益準備金 | 2,500 |
| 投資有価証券 | 52,387 | その他利益剰余金 | 301,564 |
| 入会金・保証金 | 300 | (別途積立金) | 178,000 |
| 敷金 | 1,000 | (繰越利益剰余金) | 123,564 |
| 長期繰延税金資産 | 103,313 | | |
| リサイクル預託金 | 53 | 評価・換算差額等 | 18,484 |
| 長期貸付金 | 40,000 | その他有価証券評価差額金 | 18,484 |
| 長期前払費用 | | | |
| | | 純資産合計 | 342,549 |
| 資産合計 | 748,632 | 負債・純資産合計 | 748,632 |

個別注記表

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月 31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの・・・移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

・・・最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)

②無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 グループ法人税制に該当するため未計上

賞与引当金 75,082,656 円

退職給付引当金 246,690,048 円

役員退職慰労引当金 6,418,125 円

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

3. 収益の計上基準収益認識に関する注記

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、主な事業としている受託業務、商品の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

(1) 受託業務に係る収益

受託業務に係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には受託業務の提供期間にわたり、進捗度に応じて収益を認識しております。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売については、引き渡し時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

4. 貸借対照表に関する注記

| | |
|----------------|--------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,088,257 円 |
|----------------|--------------|

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

| | |
|------------------|---------|
| 前期末株式数（発行済普通株式） | 2,000 株 |
| 当期増加株式数（発行済普通株式） | 0 株 |
| 当期減少株式数（発行済普通株式） | 0 株 |
| 当期末株式数（発行済普通株式） | 2,000 株 |

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

| | |
|-----------|---------------|
| 賞与引当金 | 75,082,656 円 |
| 退職給付引当金 | 246,690,048 円 |
| 役員退職慰労引当金 | 6,418,125 円 |

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

なし

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.58%から、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.43%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,812,391円増加し、法人税等調整額が2,052,013円減少しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------------|-------------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 171,274円67銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益金額 | 2,044円43銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

特記事項なし